

(別紙)

【通知の例（旧免許状所持者の第8・9グループの場合、又は、新免許状の有効期間の満了の日が平成30年3月31日又は平成31年3月31日の場合）】

免許状更新講習を受講・修了された皆様へ

受講者の中に新免許状所持者がいる場合は、旧免許状所持者と同様に御案内ください。

この度は、本学主催の平成29年度〇〇大学免許状更新講習を受講いただき、ありがとうございました。

本学が実施した修了認定試験に合格されましたので、別添のとおり、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を送付します。

なお、皆様の有する免許状が有効であり続けるためには、別途、免許管理者（現職教員の方の場合はお勤めになっている学校の所在する都道府県教育委員会、現職教員でない方はお住いのある都道府県教育委員会）による「更新講習修了確認（旧免許状の場合）」又は「有効期間の更新（新免許状の場合）」という手続が必要になります。

「更新講習修了確認」又は「有効期間の更新」を受けるためには、更新講習を受講し終えた後、期限（※）までに免許管理者に対する申請が必要です。また、この申請は、各自で行っていただく必要があります。

期限までに必要な申請をしなかった場合、免許状更新講習を受講し終えていたとしても、有する免許状が失効してしまいます。

「更新講習修了確認」又は「有効期間の更新」に係る申請方法や提出書類は各免許管理者が定めております。皆様におかれましては、各免許管理者が定める申請方法等を確認の上、必ず期限までに申請を行うよう、御注意ください。

新免許状の場合、当該免許状の有効期間は、原則として「免許状の授与日から起算した10年後の年度末」となりますが、教育職員免許法上、教員免許状授与に係る所要資格を得た年度の翌年度以降に実際に免許状を授与される場合、当該免許状の有効期間は、「免許状の授与日から起算した10年後の年度末」ではなく、「免許状の所要資格を得た日から起算した10年後の年度末」となる（第9条第4項）ため、例えば、平成21年3月31日より前に所要資格を得ていて、平成21年4月1日以降に免許状を授与された場合、新免許状であっても、平成30年3月31日や平成31年3月31日が有効期間の満了の日である場合も一定数存在すると考えられます。

(※) 申請期限

<旧免許状所持者>

- ・修了確認期限が平成30年3月31日（第8グループ）の方 → 平成30年1月31日
- ・修了確認期限が平成31年3月31日（第9グループ）の方 → 平成31年1月31日

<新免許状所持者>

- ・有効期間の満了の日が平成30年3月31日の方 → 平成30年1月31日
- ・有効期間の満了の日が平成31年3月31日の方 → 平成31年1月31日

(本件担当)

〇〇大学〇〇課〇〇係 〇〇、〇〇